



未成年後見事業の開始に向けて ～今までの経緯と今後について～

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 隈本 武

1. 今までの経緯について

平成17年頃から、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）では、未成年後見業務についての研修制度や執務支援などのバックアップ体制が存在しない中、子どもの権利擁護活動に取り組む司法書士に対し、どのような支援をすべきか検討を始めた。未成年後見事業は、当法人の定款所定の目的・事業外であることから、当法人が未成年後見業務に関する研修や執務支援等を実施することができないため、日司連において、未成年後見業務に関わる司法書士の質の担保と、子どもの権利擁護活動に関わる司法書士の養成を目的として始められたものである。

日司連の具体的な事業としては、研修会の開催や、成年後見業務に携わる全国の司法書士を対象にした実態調査、書籍の発刊等を行った。しかし、日司連は、未成年後見だけに特化して活動をしているわけではなく、当事者団体の支援や児童養護施設との関わり、無戸籍問題への対応など、子どもの権利に関わる諸問題全般について調査研究し、提言をしていく責務があることから、限られた予算の中で、永続的に未成年後見業務に関する事業を行うことは難しい面があった。また、個々の司法書士会が足並みを揃えて、各司法書士会で研修会を開催し、執務支援をしていくことができるかということを考えてみた場合、実際には、個々の司法書士会の実情を踏まえて考えると、永続的にそのような取組を継続することは非常に難しいのではないかと思われた。

以上のような状況の下、日司連としては、当法人が公益事業として未成年後見事業に取り組んでいくことが望ましいとの結論に至った。そのため、日司連から要請を受け、当法人では、平成23年度から定期的に未成年後見業務に関するワーキングチームを立ち上げて検討を続け、その検討の過程を経て、当法人が定款変更をして未成年後見事業に取り組んでいくこととなった。

平成27年6月に開催した当法人の第19回定時総会では、公益目的事業変更認定を受けることを条件（平成28年4月1日から効力を発生する）に、未成年後見事業を追加する定款変更議案を上程し、可決承認された。それを受け、当法人内に、未成年後見事業準備検討委員会を立ち上げた。

当該定款変更後、内閣府に変更認定申請を行おうとしたところ、内閣府公益認定等委員会事務局より、未成年後見事業を開始した場合の事業計画・収支予算が、平成27年度の事業計画・収支予算には組み込まれていないため受付ができないとの指摘を受け、次年度に申請を延期せざるを得なくなつたことから、平成28年2月開催の第20回臨時総会で施行日を変更認定取得日とするとの条件付きで定款変更議案を上程したもの、当総会は流会となつた。

そのため、平成28年度の事業計画・収支予算には、未成年後見事業を開始した場合の事業計画・収支予算も組み入れた上で、改めて平成28年6月開催の第21回定時総会で同様の議案を上程し、「公益目的事業変更認定を受けた日から効力を発生する。」との条件を付した上で、可決承認された。

その後、内閣府に対し、平成29年2月28日付けで変更認定申請を行ったが、当法人の会員の相次ぐ不祥事や、更には元役員の不祥事も発覚したこともあり、変更認定に消極との意を公益認定等委員会から示された。当法人としては、その後も再発防止策を講じることで、変更認定取得に向け取り組んできたものの、変更認定申請棄却となるおそれが高いことから、日司連と協議の上、やむなく平成29年9月27日付けで申請の取下げを行ったという経緯がある。

なお、当法人の未成年後見事業準備検討委員会では、変更認定された場合を想定し、研修制度の骨子、報告書様式の骨子、規程案やタイムスケジュール案の作成、LSシステム実装への打合せ等を進めてきた。

2. 今後について

現在に至るまで、当法人としては、更なる再発防止策等にも取り組んできたところでもあり、再申請をするにあたり充分な取組・準備を行ってきたと判断し、次年度から事業に着手することを念頭に、変更認定再申請を行いたいと考え、今年度になり、公益認定等委員会事務局にそのことを前提に、再申請に当たっての確認事項について問合せを行った。公益認定等委員会事務局からは、事業計画書及び収支予算書については、申請書に記載した変更予定年月日の属する事業年度又は翌事業年度に係るものを提出する必要があるため、もし次年度から事業に着手予定であれば、来年度の事業計画及び収支予算書に関し理事会承認取得後に申請するように、との助言を受けた。

よって、当法人では、令和5年度の事業計画及び収支予算書に、未成年後見事業開始を盛り込み、令和5年3月開催の理事会で承認が得られ次第、令和5年春以降には再申請を行いたいと考えている。

また、未成年後見事業準備検討委員会では、「当法人が未成年後見事業に取り組む意義書」を作成しており、取り組む意気込みを公益認定等委員会にはもちろんのこと、内外に表明したいと考えている。今後、内閣府の変更認定が得られた段階で、改めて未成年後見事業の開始スケジュールを精査し、皆様にアナウンスをしていきたいと考えているので、変更認定を得られた際には、当法人の未成年後見事業の運営にご協力頂ければ幸いである。

3. さいごに

成年後見業務が当初そうであったように、未成年後見事業への取組に消極的な意見があることは十分承知している。また、成年後見と未成年後見の制度の仕組みは大きく異なるため、そう簡単に取り組むことはできないのでは、とのご指摘があることも承知している。しかし、目の前に支援の手を待っている未成年者が確実にいて、成年後見業務で培った経験と実績を認めた家庭裁判所の要請で、当法人の会員を中心に、多くの司法書士が未成年後見人・未成年後見監督人に就任している事実がある。そして、特に組織としてのバックアップを受けられないまま、司法書士の通常業務として孤軍奮闘しているのが現実である。未成年者の健全な成長のために力を発揮し、あるいは発揮したいという会員のために、法人としてしっかり支援をしていくことが必要ではないかと考えている。

当法人としては、未成年後見事業を公益目的事業とするための変更認定を受けるべく、今後も関係各所と協議を進め、本事業の公益変更認定を早期に得るべく尽力する所存であるので、皆様におかれても、引き続き本事業への取組へご理解・ご協力を願いしたい。